

令和二年三月十三日提出
質問第一一九号

国会議員の兼職に関する質問主意書

提出者 岡本充功

国会議員の兼職に関する質問主意書

国会議員の中には特別に専門性を有する者もあり、知識や経験を活かして国民の為に従事する者もいる。

したがって次の事項を質問する。

- 一 国会議員は令和元年度において特別職の地方公共団体の職員として勤務することができるか。
- 二 国会議員は令和二年度以降、地方公務員法第三条第三項第三号の規定に基づく専門的な知識と経験または識見を有する者が就く職として、市民病院医師として勤務することはできるか。

右質問する。